

## IV. 養成教育課程に関する研究

### 1. 保育士資格と近接領域の資格の現状

#### 1) 近接領域の資格の範囲

ここでは保育士に加えて、近接する教育・福祉・保健医療分野から、幼稚園教諭、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、の資格を取りあげ、その概要を分整理、分析する。

#### 2) 法的根拠

6つの資格はいずれも法律に基づく国家資格であり、それぞれ次のように規定されている。

##### a. 保育士

###### ・児童福祉法第18条の4

保育士とは、児童福祉法による登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する指導を行うことを業とする者をいう。

###### ・児童福祉法第18条の6

保育士資格は、厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者、保育士試験に合格した者が有する。

##### b. 幼稚園教諭

###### ・教育職員免許法第2条、第3条、第4条第2項、第5条

幼稚園教諭は、教育職員免許法により授与される専修免許状、一種免許状、二種免許状を持っていなければならぬこととされている。

##### c. 介護福祉士

###### ・社会福祉士及び介護福祉士法第2条

登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並

びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者

##### d. 社会福祉士

・社会福祉士及び介護福祉士法第2条  
・登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者

##### e. 精神保健福祉士

・精神保健福祉士法第2条  
・登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を業とする者

##### f. 看護師

・保健師助産師看護師法第5条  
・厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者

#### 3) 資格の構成

保育士・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士という福祉領域の資格は、いずれもステップアップのない一段階のみの資格となっている。このうちケアワーカーの資格である保育士と介護福祉士は2年間養成であり、ソーシャルワーカーの資格である社会福祉士・精神保健福祉士は4年間養成となっている。

一方幼稚園教諭は、専修免許（6年間養成）、一種免許（4年間養成）、二種免許（2年間養成）の三つから構成されている。

看護師は3年間養成だが、その後1年間の養成教育によって保健師かあるいは助産師の資格を得ることができる。

教育と医療の資格の重層化について比較すると、幼稚園教諭の場合は「教育そのものの専門性の濃度を高める」という観点が強いこと、これに対して看護師はジェネリックな資格として位置づけられ、保健師・助産師はこれを基盤とする「特定の専門領域についてのスペシフィックな資格」という位置付けにあることが特徴である。

#### 4) 国家試験の有無

社会福祉士・保健福祉士・看護師は、規定の養成教育を受けた後に、国家試験を受験し、これに合格した場合に資格を取得できる。これに対して幼稚園教諭・保育士・介護福祉士は、規定の課程を履修して養成校を卒業することで、資格を取得できる。

## 2. 保育士と幼稚園教諭の関係

### 1) 保育士資格と幼稚園教諭免許の併有

保育士と幼稚園教諭それぞれの養成校での資格取得の要件と教育課程、及び保育資格、幼稚園教諭免許保有者のそれぞれのうちに占める割合は、表1の通りである。

保育士養成所を卒業し資格取得した者うち、幼稚園教諭免許取得者は84.2%、幼稚園就職者のうち保育士資格取得者（養成校卒業）は82.2%（平成15年）を占めている。

近年は、保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくする動きにある。

例えば、平成16年度から、幼稚園教諭免許を有する者に対する保育士試験科目の一部免除措置がとられている。また保育士資格所有者が幼稚園教諭免許状を取得しやすくするため平成17年度から保育士資格所有者を対象として幼稚園教員資格認定試験制度が創設された。

また養成課程においても、両資格の共通部分については、科目間の整合性が図られている。

### 2) 教育課程

保育所は保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領に沿って、保育が行われている。ただし、保育所保育指針のうち、3歳以上の保育内容に関しては、教育要領に準じて定められている。また平成14年に保育士の養成課程の見直しが行われたが、この際には、保育内容に関する科目については、幼稚園教諭の教育課程との整合性が図られた。その内容は、表1の通りである。

### 3. 保育士と社会福祉士の関係

四年制大学における保育士養成課程は多様な専門領域に設置されているが、量的には福祉系学部と教育系学部が多い。このうち福祉系大学では保育士と社会福祉士の資格を取得できるとあっても、一人の学生がこの両資格を同時に取得できるかどうかをみると、その数は少ない。このように保育士と社会福祉士資格の同時取得が少ない理由はカリキュラムの過密性にある。すなわち保育士と社会福祉士の間には、保育士と幼稚園教諭の間にみられるような養成教育課程の整合性が図られていないのである。

これは保育士養成を行なう福祉系四年制大学に共通の課題となっているが、社会福祉士と保育士の養成教育課程そのものが歩み寄らない限り解決されない問題である。

この両者が地域において近似の職種、業務を担っていることを考えれば、両者の教育課程を見直し、連動性をもたせるべきであろう。具体的には次のようなことが検討課題として考えられる。

#### ①社会福祉士養成における子ども家庭福祉分野の強化

- 例／・介護福祉概論を養護原理・保育原理等との選択科目とする
- ・保育所付設の子育て支援センターを社会福祉士実習先に指定する

#### ②保育士資格の見直し

- 例／・「社会福祉士及び介護福祉士・保育士法」への改正
- ・四年制保育士資格課程の創設

#### 4. 保育士養成の期間

これまで養成の期間(年限)に関しては、各大学等による個別の研究の他に、社団法人全国保育士養成協議会に加盟する四年制大学の教員有志の参加による「四年制保育士養成カリキュラム検討懇話会」などによつて、主として四年制保育士養成課程について検討が続けられてきた。最も最近では、これらの研究を引き継ぐ形で、社団法人全国保育士養成協議会として「保育士の資質と養成期間に関する研究」(2003.12.)が行われた。この研究は、児童・家族の保育・福祉のニーズに応えることのできる保育士養成のあり方を探るものであり、特に児童の保育そのものの質の確保と、親・家族に対する相談援助のできる基礎を如何にして限られた養成期間の中で行うかということを養成期間(年限)に焦点をあててている。方法として、①先行研究の検討、②保育・福祉現場の実践者及び保育・福祉領域の教育・研究者に対するヒヤリング、③保育所、乳児院、児童養護施設を対象とするアンケート調査、④その他有識者のヒアリング、という多角的な視点をとりあげ、総合的な検討を行っている。結論として、およそ以下ののような内容をまとめている。

##### 「保育士の資質と養成期間に関する研究」論点の整理(要約)

###### 〈養成課程の期間〉

- (1) 2年制養成をコアとした上で、構造の再検討が必要である。
- (2) 3年制養成の位置づけについてはこれまでも一定の役割を果たしてきているが、「養成期間」を検討する上ではさらに授業科目を検討整備し、位置付けの説明が必要である。
- (3) 現在の4年制における養成は、養成課程をおく学部の特質が必ずしも活かされているとは思えない。4年制養成

が社会的にも、また現場からも要請があることを考慮すると、現行の2年制養成課程を担うことでは済まされない。

(4) 2年制、3年制、4年制、大学院を養成課程としてどういう軸を通すことができるか、検討する必要がある

(5) 4年制の場合、2年制に比して相対的に学部ごとの独自性があり、そのことを現実条件として考慮して、養成課程の検討案づくりをすべきであろう。

(6) 具体的な作業に入るには、従来の検討資料をどのように扱うかを確認する必要がある。

###### 〈養成課程の内容〉

(1) 養成期間のいずれかを問わず、養成課程のコアになる内容は「かかわること」である。このことを踏まえた上で、具体的にカリキュラム自体は個々の養成校に委ねていいのではないか。

(2) 4年制において、ややウェイトをかけて「語ること・思索すること」に関する保育実践の専門的な方法についての学習機会がおかれるよい。

(3) これまでの養成課程の内容に加えて、時代の要請に応える保育士の養成として経営・運営についての学習の領域を検討すべきである。

(4) 細分化の方向へ進むカリキュラムの考え方ではなく、むしろ「大綱化の方向を踏襲すべきである。そのことによって、「基本的に重要な教科」を養成課程の共通専門として位置づけることとし、それらに加えて、個々の養成校において「独自で個別な教科」を設けることが可能となるような教科・単位の枠を用意できる。\*全国保育士養成協議会、「保育士の資質と養成期間に関する研究」(2003.12.) VI. 論点の整理

(p144-145) を要約

社会の複雑化・少子化の影響を受けて、保育士の職務内容にも多様性と専門性の深まりが求められている。このことからは、保育士養成が従来の2年間養成を基盤としつつも、新たに4年間養成を位置づけようということについては、いずれの研究、現場の意見にも異論はみられない。

一方で他資格と比べたときに、幼稚園教諭は専種・一種・二種がある。それによって、二年間養成のみの保育士は専門性が低いという社会的通念が一部に生じていることは、重大な問題であろう。さらに養成教育の実際をみると、四年制大学での保育士養成が拡大し、現在、全国保育士養成協議会会員校の1/4(91校/382校)を占めている。このような実態を考えると、二年間養成を基盤としながら、四年間の教育課程を新設していくことは、重要な課題であろう。

ただし資格を重層化する際には、二つの方向性があろう。すなわち第一の方法は幼稚園教諭と同様に専門性の深化を求めるものであり、第二の方法は看護師・保健師・助産師と同様に特定領域へのスペシフィック化を求めるものである。

既にみてきたような本研究の結果からは、今日の時代が保育士に保育・教育・子育て支援の多様な専門性と幅広い他職種と連携することができる素養や柔軟性を求めていることは明らかである。

そもそも保育士は多彩な児童福祉施設・領域全般で子どもの発達支援と保護者へのサポートを行う専門家として活躍するための基礎的な資格という位置付けにある。つまり乳幼児の保育のみならず、思春期までの児童全般を対象とし、そこには障害・被虐待・非行など専門的な援助を必要とする児童も含んでいる。さらにこのような子どもの発達支援・自立支援を進める上で、保護者・地域との連携・支援・援助は不可欠

である。法的にも、実態においても、保育士業務の中で「保育」と「保護者・地域との連携・支援」は、いわば車の両輪となっている。その内容も多様化・複雑化しており、子育てと就労の両立支援にとどまらず、育児不安から虐待に至るまでの多様な保護者との連携・相談援助を担っている。

このような保育士のあり方からは、単一の専門性の濃度を深めるというよりも、むしろ2年間のジェネリックな専門性の基盤の上にたって、各領域ごとのスペシフィックな専門性を高めていくという方向性、いわば医療型と同様の資格の重層化が、自ずと示されてこよう。

ただし、その際に単に専門性の幅を広げるだけでは、保育士の専門職としてのアイデンティティを喪うことになりかねない。保育士という専門性の軸を核として、これに確固たる基盤を築いた上で、いくつかの領域へのスペシフィック化が求められる。先に他職種との合同研修によって、幅の広さと同時にそれぞれの職種固有の専門性が高まることをみてきた。これと同様に、スペシフィックな専門性を習得することは、保育士としての専門性の基盤がさらに高まることにつながるものといえよう。

このようなスペシフィックな教育は、現場との連携が不可欠である。さらには現任研修と四年制養成教育課程とのリンクも含めて、その仕組みが考えられる必要がある。これについては、改めて考察で取りあげることとする。

## 5. 考察

### 1) 現状のまとめ

保育士資格と幼稚園教諭免許と同時に取得できる養成校が大半を占めている。

その一方で、保育士と社会福祉士、幼稚園教諭と小学校教諭・養護教諭、など、関連領域の他資格と同時取得することができる養成校もみられる。

養成期間との関連でみると、四年制大学における保育士養成教育課程が急増している。そこでは課程が設置されている専門領域（福祉・教育・家政・心理等）の素養を深めた特色ある保育士養成が行われている。

保育士養成教育課程に関しては、厚生労働省が作成したシラバスがある。これには講義と演習の別、及び習得すべき内容が示されている。

### 2) 今後の課題

児童福祉施設職員とは豊かな人間性を通した対人援助を行う者であることを考えると、演習・実習を拡充し、講義・演習・実習を螺旋状に循環して構成した新たなカリキュラムが構築されねばならない。また現場での実践や体験学習を踏まえた養成教育に加えて、養成校と現場が相互に学びあい、高め合うことが重要である。例えば現任研修と連動して、相互の専門性を高める方法が開発される必要がある。このためにはいかに養成校と現場との連携体制を整備するか、さらには養成校内にこのような学習や現場との連携を調整するファシリテーターを確保するなど、新たな仕組みが考えられる必要があろう。

一方で、社会のニーズは保育士に、より高く、より多彩な専門性を求めている。子どもの発達支援・自立支援という専門性を高めるためには保育・教育・子育て支援の

専門性を連動させて高めていくことが重要であり、また幅広い他職種と連携することができる素養や柔軟性が求められる。このようなスペシフィックな専門性を育成するためには、養成校でのジェネリックな専門性の基盤の上に、実践を踏まえ、これを理論と照らし合わせて検証していくという作業が不可欠である。つまり我が国の保育においても、実践を理論的に検証し、これに基づいてさらに実践を高めていくというエビデンス・ベースド・プラクティスの考え方が、重視される必要がある。このためには、現行の二年間養成教育の点検・拡充にとどまらず、現任研修の拡充やこれと養成校教育とのリンク、大学院教育も視野に入れたりカレント教育、など、現場での実践を踏まえて、理論的に研鑽しステップアップを促進していくシステムが望まれる。先にも述べたような、教育・研究と実践との連動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発である。

しかし保育士としての資格は、二年間養成にとどまっていることから、教育や保健医療分野・ソーシャルワークという近接領域の他資格に比べてそれが困難な状況が生じている。保育士資格が現状の二年間を基盤としながら、さらに四年間養成を新設することによって、このような専門性の積み重ねが可能となろう。

表1 資格の構成と内容

## 〈保育士〉

	基礎資格	最低修得単位	必修						選択必修	教養科目*1)	割合*2)
			保育の本質・目的の理解に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の内容・方法の理解に関する科目	基礎技能	保育実習	総合演習			
養成施設	一	68	14	15	34	4	5	2	10	8	92.6%

\*1)体育(講義)・体育(実技)各1単位

\*2)保育士資格取得者のうちに占める養成施設と保育士試験のそれぞれの割合(平成14年10月1日現在)

	基礎資格	最低修得	試験科目					割合*2)
保育士試験	一 *3)	— (9 科目)	社会福祉 児童福祉 発達心理学及び精神保健 小児保健 小児栄養					教育原理及び養護原理 保育原理 保育実習理論 保育実習実技

\*3)受験資格

- ・大学、短大を卒業(見込含む)又は2年以上在学し、62単位以上取得等
- ・高等学校卒業程度+児童福祉施設での2年以上の実務経験
- ・中学校卒業+児童福祉施設での5年以上の実務経験

## 〈幼稚園教諭〉

	基礎資格	最低修得単位	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	その他科目*3)	割合 (平成13年10月1日現在)
専修免許	修士	83	6	35	34	8	0.2%
一種免許	学士	59	6	35	10	8	19.7%
二種免許	準学士	39	4	27		8	74.6%

\*3)日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作各2単位

表2 保育士と幼稚園教諭免許の教育課程の比較

	保育士資格	幼稚園教諭論理（2種）
	〈教養科目〉 8 外国語・体育・社会学・文学・哲学等の基礎教養科目	〈一般教養科目〉 外国語・体育・社会学・文学・哲学等の基礎教養科目
専門科目	社会福祉 児童福祉 保育原理 養護原理 教育原理 発達心理学 小児保健 小児栄養 保育内容 乳児保育 音楽 図画工作 保育実習	〈教科及び教職に関する科目〉 31  教育原理 発達心理学  保育内容  音楽 図画工作  教育実習  〈その他の専門科目〉 教育史 教育制度
最低修得単位数	68	62

表3 保育士・幼稚園教諭・介護福祉士・社会福祉士・看護師資格の概要

\* 以下 a-f の表は、「社団法人全国保育士養成協議会、保育士養成資料集第38号、保育士資格の研究、2003.09.26.」から抜粋

a. 保育士（上記資料 p113）

資格の名称	保育士
法的根拠	児童福祉法
資格の定義	登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者（児童福祉法第18条の18第4項）
資格のタイプ	国家資格（登録制）：資格を有する者が保育士登録簿に登録を受ける（児童福祉法第18条の18第1項）
資格付与主体	都道府県知事が保育士登録証を交付（児童福祉法第18条の18第3項）
資格取得方法	指定保育士養成施設（厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設）を卒業した者、保育士試験に合格した者のいずれかの該当する者は、保育士となる資格を有する（児童福祉法第18条の6）
就業者数	274,998人（平成12年10月1日現在）
名称独占	あり（児童福祉法第18条の23）
業務独占	なし
信用失墜行為の禁止	あり（児童福祉法第18条の21）
秘密保持義務	あり（児童福祉法第18条の22）
罰則の有無	あり（児童福祉法第18条の19第2項、第60条の2）
専門職団体	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 全国保育士会
倫理綱領	あり（「全国保育士会倫理綱領」：平成15年）
研修制度	あり
A.	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 名称：全国保育士会研究大会</li> <li>2. 主催者：全国保育士会</li> <li>3. 目的：保育士の専門性の向上</li> <li>4. 対象：保育士</li> <li>5. 形式：実践研究発表</li> <li>6. その他：年1回、3日間</li> </ul>
B.	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 名称：全国保育士研修会</li> <li>2. 主催者：全国保育士会</li> <li>3. 目的：保育士の資質の向上</li> <li>4. 対象：保育士</li> <li>5. 形式：研修会</li> <li>6. その他：年1回</li> </ul>
C.	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 名称：全国保育士会主任保育士特別講座</li> <li>2. 主催者：全国保育士会</li> <li>3. 目的：主任保育士の現任訓練</li> <li>4. 対象：主任保育士</li> <li>5. 形式：講座</li> <li>6. その他：年1回、前期集中講義（4日間）、後期集中講義（4日間）</li> </ul>

b. 幼稚園教諭 (上記資料 p118)

資格の名称	幼稚園教諭
法的根拠	学校教育法、教育職員免許法
資格の定義	教諭は、幼児の保育をつかさどる（学校教育法第 81 条） 教育職員とは、学校教育法第 1 条に定める小学校、（略）、幼稚園の教諭、（略）、をいう（教育職員免許法第 2 条）
資格のタイプ	免許：教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない。（教育職員免許法第 3 条）免許状の種類は、専修免許状、一種免許状、二種免許状の 3 種類。
資格付与主体	都道府県の教育委員会が授与（教育職員免許法第 5 条第 6 項）
資格取得方法	教育職員免許法施行規則第 6 条の付表に定められた単位を修得し、教育職員免許法別表第 1 に定める基礎資格を有した者（教育職員免許法第 5 条第 1 項）
就業者数	108,052 人（平成 14 年 5 月 1 日現在、幼稚園本務教員数）
名称独占	なし
業務独占	あり（教育職員免許法第 3 条、第 22 条）
信用失墜行為の禁止	あり（教育職員免許法第 11 条）
秘密保持義務	なし
罰則の有無	あり（教育職員免許法第 22 条）
専門職団体	なし（幼稚園教諭のみで組織する専門職団体として）
倫理綱領	なし
研修制度	なし（幼稚園教諭のみで組織する専門職団体として）
備考	<p>1. 幼稚園を会員とする団体としては、全日本私立幼稚園連合会や国公立幼稚園長会がある。幼稚園関係者を個人会員とする団体は、全国幼稚園教育研究協議会がある。</p> <p>2. 研修としては、全国幼稚園教育研究協議会が主催する全国幼稚園教育研究大会（年 1 回、2 日間の日程）や都道府県及び指定都市教育委員会が実施主体の「幼稚園等規採用教員研修」がある。また、幼稚園での教職経験が 5 年程度以上で、指導的立場にある中堅教員を対象に、文部科学省と都道府県教育委員会が主催の「保育技術専門講座」が開催されている。国公立の幼稚園に勤務する教員については、都道府県教育委員会による「10 年経験者研修」が義務付けられている。</p>

c. 介護福祉士（上記資料 p115）

資格の名称	介護福祉士
法的根拠	社会福祉士及び介護福祉士法
資格の定義	登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）
資格のタイプ	登録制：資格を有する者が介護福祉士登録簿に登録を受ける（社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項）
資格付与主体	厚生労働大臣が介護福祉士登録証を交付（社会福祉士及び介護福祉士法第42条第2項）
資格取得方法	1. 養成施設卒業者 2. 介護福祉士国家試験に合格 3. 介護に係る技能検定（未実施）に合格 (社会福祉士及び介護福祉士法第39条)
登録者数	273,805人（平成14年3月末現在）
名称独占	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第48条第2項）
業務独占	なし
信用失墜行為の禁止	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第45条）
秘密保持義務	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第46条）
罰則の有無	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第32条第2項、第42条第2項、第50条、第53条）
専門職団体	社団法人 日本介護福祉士会
倫理綱領	あり（「日本介護福祉士会倫理綱領」：平成7年）
研修制度	<p>あり</p> <p>A.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 名称：介護福祉士リーダー研修</li> <li>2. 主催者：社団法人 日本介護福祉士会</li> <li>3. 目的：初任者研修のための講師養成講座</li> <li>4. 対象： <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 今後、各都道府県（支部）において、初任者研修を担当する予定の介護福祉士</li> <li>(2) 現に各都道府県（支部）において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わっている介護福祉士、及び今後、携わる予定の介護福祉士</li> </ul> </li> <li>5. 形式：研修会</li> <li>6. その他：年1回、2日間の日程で、全国8箇所にて開催。参加費(3,000円)</li> </ul> <p>B.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 名称：全国研究大会</li> <li>2. 主催者：社団法人 日本介護福祉士会</li> <li>3. 目的：専門性の向上</li> <li>4. 対象：介護福祉士等</li> <li>5. 形式：研修会</li> <li>6. その他：年1回、2日間の日程で開催</li> </ul>

d. 社会福祉士（上記資料 p114）

資格の名称	社会福祉士
法的根拠	社会福祉士及び介護福祉士法
資格の定義	登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）
資格のタイプ	国家資格（登録制）社会福祉士及び介護福祉士法：資格を有する者（社会福祉士試験合格者）が社会福祉士登録簿に登録を受ける（社会福祉士及び介護福祉士法第28条）
資格付与主体	厚生労働大臣が社会福祉士登録証を交付（社会福祉士及び介護福祉士法第30条）
資格取得方法	社会福祉士及び介護福祉士法第7条の受験資格（資格要件11ルート）を取得し、社会福祉士試験に合格（社会福祉士及び介護福祉士法第4条）
登録者数	30,174人（平成14年3月末現在）
名称独占	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第48条第1項）
業務独占	なし
信用失墜行為の禁止	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第45条）
秘密保持義務	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第46条）
罰則の有無	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第32条第2項、第50条、第53条）
専門職団体	社団法人 日本社会福祉士会
倫理綱領	あり（「ソーシャルワーカーの倫理綱領」：平成7年）
研修制度	<p>あり</p> <p>1. 名称：社会福祉士全国統一研修</p> <p>2. 主催者：社団法人 日本社会福祉士会</p> <p>3. 目的：専門性の向上、生涯研修制度</p> <p>4. 対象：社会福祉士</p> <p>5. 形式：研修会</p> <p>6. その他：年1回、2日間の日程で、全国8箇所にて開催。</p> <p>参加費（会員：8,000円、非会員15,000円）</p>

出典：社団法人全国保育士養成協議会専門委員会、保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究、保育士養成資料集、31、2000、p. 13の表を一部加筆修正。

e. 精神保健福祉士（上記資料 p116）

資格の名称	精神保健福祉士
法的根拠	精神保健福祉士法
資格の定義	登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を業とする者（精神保健福祉士法第2条）
資格のタイプ	登録制：資格を有する者（精神保健福祉士試験合格者）が精神保健福祉士登録簿に登録を受ける（精神保健福祉士法第28条）
資格付与主体	厚生労働大臣が精神保健福祉士登録証を交付（精神保健福祉士法第30条）
資格取得方法	精神保健福祉士法の第7条の受験資格（資格要件11ルート）を取得し、精神保健福祉士試験に合格（精神保健福祉士法第4条）
登録者数	9,332人（平成14年3月末現在）
名称独占	あり（精神保健福祉士法第42条）
業務独占	なし
信用失墜行為の禁止	あり（精神保健福祉士法第39条）
秘密保持義務	あり（精神保健福祉士法第40条）
罰則の有無	あり（精神保健福祉士法第32条第2項、第44条、第47条）
専門職団体	日本精神保健福祉士協会
倫理綱領	あり（「倫理綱領」）
研修制度	<p>あり</p> <p>1. 名称：日本精神保健福祉士全国大会・日本精神保健福祉学会      2. 主催者：日本保健福祉士協会      3. 目的：専門性の向上      4. 対象：精神保健福祉士等      5. 形式：学会      6. その他：年1回、3日間の日程で開催</p>

出典：社団法人全国保育士養成協議会専門委員会、保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究、保育士養成資料集、31、2000、p. 15表を一部加筆修正。

f. 看護師（上記資料 p117）

資格の名称	看護師
法的根拠	保健師助産師看護師法
資格の定義	厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者（保健師助産師看護師法第 5 条）
資格のタイプ	免許：免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによって行う（保健師助産師看護師法第 1 条第 1 項）
資格付与主体	厚生労働大臣が看護師免許証交付（保健師助産師看護師法第 12 条 2 項）
資格取得方法	保健師助産師看護師法第 21 条の受験資格（資格要件 4 ルート）を取得し、看護師国家試験に合格（保健師助産師看護師法第 7 条）
就業者数	679,955 人（平成 12 年次）
名称独占	あり（保健師助産師看護師法第 43 条第 2 項）
業務独占	あり（保健師助産師看護師法第 31 条）
信用失墜行為の禁止	あり（保健師助産師看護師法第 14 条第 1 項）
秘密保持義務	あり（保健師助産師看護師法第 42 条の 2）
罰則の有無	あり（保健師助産師看護師法第 14 条第 1 項、第 43 条、第 44 条の 2、第 44 条の 3）
専門職団体	社団法人 日本看護協会
倫理綱領	あり（「看護婦の倫理規定」）
研修制度	<p>あり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称：専門看護師制度、認定看護師制度、認定看護者管理制度</li> <li>2. 主催者：社団法人 日本看護協会</li> <li>3. 目的：資格認定</li> <li>4. 対象：看護師</li> <li>5. 形式：資格認定制度</li> </ol>

出典：社団法人全国保育士養成協議会専門委員会、保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究、保育士養成資料集、31、2000、p. 18 表を一部加筆修正。

## D. 考察

### 1. 保育士・幼稚園教諭養成教育課程に求められる保育・教育・ソーシャルワークの内容

今日、次世代を育成支援するという観点から、児童福祉施設等職員には、それぞれが築いてきた固有の専門性を軸として、そこに保育・教育及び子育て家庭を支援する専門性を統合化していくことが求められている。その知識・技能の内容を明らかにし、養成教育・現任研修について提言することが本研究の目的である。ここでは、特に保育士と幼稚園教諭の資格をあげて、両者の教育課程に新たに必要とされる内容について、下記に提言する。

#### i) 幼稚園教諭養成教育課程に必要とされる内容

- 子育て支援に関する科目  
(家族援助論、社会福祉援助技術など)
- 低年齢児保育  
(乳児保育など)
- 養護に関する内容  
(養護原理、養護内容、実習施設など)

#### ii) 保育士養成教育課程に必要とされる内容

- 保育者論  
(保育原理「保育士の資質と任務」の強調)
- 情報に関する科目

#### iii) 両者に必要とされる内容

- 講義・演習・実習間のリンク  
(螺旋状のリンク)
- 演習内容・方法の開発
- 実習・事前事後指導の拡充
- 現場と養成校との連携強化

例／通年実習の導入（実習中に大学で

の振り返り）

- ・フィールドワーク
- ・インターンシップ
- ・実習段階（達成）の明確化

#### ○ファシリテーターの必要

（学生の個別性を尊重し、個々のニーズに応じて内容をオーダマイズ・コーディネート・支援、及び現任研修等とのリンク）

### 2. 保育士・幼稚園教諭の資格の併有

保育士と幼稚園教諭の資格併有の実態をみると、両資格取得の一般化が進展していることがわかる。まず第一に、養成における同時取得が進んでいる。幼稚園教諭免許が取得可能な保育士養成校が 76 % (309 / 408 校) となっている。一方で、単資格のみの者については、試験で他資格を取得する道が開かれ、試験科目の一部免除もあることから、試験での取得が進んでいる。

養成校における同時取得の課題としては、保育士と幼稚園教諭の両資格の教育内容を検討し、整合性を図ることが挙げられる。資格の同時取得が進んだとはいっても、カリキュラムの過密さはいずれの養成校にとっても課題となっている。養成校のカリキュラムは、両者に共通する視点と独自性とを確認し、効果的に構成することが望まれる。つまり、第一に、重複を避けて整理して設置する内容と、第二に多方面（保育と教育の両方の場）から繰り返し学び、発展させていく内容とを分けて整理する必要がある。さらに個々の学生の学習の継続性・連続性を確保することが重要であり、ポートフォリオなどの方法が開発される必要があろう。

### 3. 保育士養成教育課程における他の専門職とのリンク

保育士はそもそも福祉施設・領域全般に及ぶ幅広い基礎資格の性格を持つ。さらに今日、その専門性には多様化と高度化が求められており、保育士には自己完結的にサポートや問題解決にあたるのではなく、ネットワークの中で他職種と協働することが求められている。このような社会の求めに応じるためには、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を一般化していく一方で、そこだけに偏らずに他資格との併有の可能性・余地を創ることが重要である。これによって、専門性の幅を広げることが可能となる。

他の資格とのリンクの例として、保育士と社会福祉士、あるいは、幼稚園教諭と小学校教諭などが考えられる。そのための課題としては、特に社会福祉士と保育士の間に教育内容のリンクがないことが挙げられる。このため、カリキュラムが過密となり、同じ学部内で両資格が取得できても、一人の学生が両資格を同時取得できる例は少ない。社会福祉士と保育士とが地域において近似の職種、業務を担っていることを考えれば、両者の教育課程を見直し、連動性をもたらせることが必要とされる。

### 4. 保育士の専門性を高めるための課題

#### —四年間教育課程の新設—

保育士資格にステップ・アップのシステムがないことは、今後の重要な課題である。

社会のニーズは保育士に、より高く、より多彩な専門性を求めている。子どもの発達支援・自立支援という専門性を高めるためには保育・教育・子育て支援の専門性を連動させて高めていくことが重要であり、また幅広い他職種と連携することができる素養や柔軟性が求められる。

このようなスペシフィックな専門性を育

成するためには、養成校でのジェネリックな専門性の基盤の上に、実践を踏まえ、これを理論と照らし合わせて検証していくという作業が不可欠である。

このためには、現行の二年間養成教育の点検・拡充にとどまらず、現任研修の拡充やこれと養成校教育とのリンク、大学院教育も視野に入れたリカレント教育、など、現場での実践を踏まえて、理論的に研鑽しステップアップを促進していくシステムが望まれる。先にも述べたような、教育・研究と実践との連動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発である。

しかし保育士としての資格は、二年間養成にとどまっていることから、教育や保健医療分野・ソーシャルワークという近接領域の他資格に比べてそれが困難な状況が生じている。保育士資格が現状の二年間を基盤としながら、さらに四年間養成を新設することによって、このような専門性の積み重ねが可能となろう。

一方で他資格と比べたときに、幼稚園教諭は専種・一種・二種がある。それによって、二年間養成のみの保育士は専門性が低いという社会的通念が一部に生じていることは、重大な問題であろう。さらに養成教育の実際をみると、四年制大学での保育士養成が拡大し、現在、全国保育士養成協議会会員校の1／4(91校／382校)を占めている。このような実態を考えると、二年間養成を基盤としながら、四年間の教育課程を新設していくことは、重要な課題であろう。

### 5. 保育と子育て支援力を高めるための現任研修の新たな方法

講義と演習をリンクした方法とその効果の検証として、園内の実践研究、ロールプレイ・ケース検討会等、他職種間の合同研修を実際にを行い、これについて分析・考察

を行った

#### i) 園内研修の意義

幼保一体化施設の職員に対するヒアリングを実施した結果、幼保合同での園内研修・実践研究によって保育士と幼稚園教諭の相互理解が深まることが明らかになった。特に職員全体で子どもの姿や事例をもとに話し合うことで、日常の保育についての具体的な気づきと見直しが図られるなど、保育者の資質と同時に保育の質の向上に直接的な効果が得られるようである。

しかし、同時に、保育士と幼稚園教諭の相互理解は、園内研修をやれば起こるというものではなく、子どもの姿をもとにお互いの視点をつき合わせ、語られた子どもの姿の意味することと一緒に考える「対話」のなかで起こるのである。「対話」を通して「対象世界（子どもの姿や起きている出来事事態など）」を「共有（他者の見ていく世界とともに見る）」し、その「意味」や「価値」を吟味していく時には、語られる出来事の背景や文脈はもちろん、そのことに目を向けている語り手の意図や思いさえもがその場で共有されることになる。そして、個々の保育者（あるいは、幼稚園担当、保育所担当）の意図や活動の内実がお互いに見えるからこそ、改善していかなければならぬ問題があれば、それをその個人や保育所側（あるいは、幼稚園側）の問題とするのではなく、自分たち（園全体）の問題・課題として共有し、いかに解決していくか「ともに考える」ことになっていくのである。

よって、何も園内研修を組織的に実施しなくとも相互理解は起こり得るのである。意識的に日々の実践を大切にし、日常の「対話」を通して相互理解を深めていくことも大切であろう。また、お互いの視点を突き合わせたり、子どもの姿を共有することが

日々の保育のなかで当たり前になつていれば、毎回毎回全員が集合して園内研修を実施しなくとも、いたるところで「学び合い」が生じ、保育者の資質も、保育そのものの質も向上していくと考えられる。しかし、その一方で、そうした「語り合い」「学び合い」の時間をどのように確保していくかは、急務の課題となっている。保護者や卒園児の親、地域の人々、養成校などと連携をとり、子育ての輪を広げる試みは、示唆に富んでいると言えるであろう。

また、外部の研究者や研究会との交流を行い、園内でそれぞれの保育者が、自分の保育を開いていくと同時に、園の外に園の保育を開き、自分たちの保育を大切にしつつ、他園の保育者や研究者と学び合うことが重要である。

#### ii) 他職種研修との合同研修の意義

他職種との合同研修の第一の意義は、相互に影響しあうことによって、固有の専門性を高めると同時に、新たな専門性を付加することができる点にある。

さらに、今日、子どもの自立支援・家庭支援に際しては、多職種間での連携が不可欠となっている。例えば、個別支援計画は地域の関係機関・施設が連携して作成することとなっている。このためにも他職種間の合同研修は効果が高く、相互理解が深まり、実際の業務での協働が可能となる。例えばイングランドでの子ども家庭福祉分野の機能の統合化と他職種間協働の動きにあるが、これを実効性の高い者とするために協働のための他職種間合同のトレーニングや、養成教育においてもでも他職種間の合同授業が行われている。

## 6. 今後の課題

### －地域ネットワークの核となる専門性の構築－

保育者の資格の登録制度・専門性・業務独占状況度について、日英比較を行うと、我が国の保育者が高い専門性を持っていることは明らかである。その一方で、地域における教育・福祉・保健医療等の連携、他職種間の協働、これをスムーズに行うための研修方法については、遅れていると言わざるを得ない。

我が国では地域のリスクを横割りにして機関・施設ごとに対応していることから、援助へのアクセシビリティと一貫性が不足している。ユニバーサルサービスと問題解決型のアプローチをリンクさせ、潜在化したニーズを見落とさずに、確実に専門的援助につなげていく仕組みを取り入れることが求められる。

我が国の保育所が地域に密着していること、多様な機能を展開してきたこと、そこで働く保育士の専門性の高さを考えれば、保育・教育・子育て支援の専門性をさらに高めて、地域におけるネットワークの核となる機能を期待することができる。

ただしこのためには、保育士にとどまらない多様な職種の配置と協働、子どもと家庭のニーズやリスクをアセスメントできる新たな専門性、専門的援助につなげていく力が求められる。特に幼児教育・保健医療との連携を進めていくことが不可欠であり、このためにもソーシャルワーク力を高めることが不可欠である。

さらには、このような近接領域の他職種と協働するためには、ジェネリックな専門基盤の上に、日々の実践の中でさらにスペシフィックな専門性を高めていくことが不可欠である。実践を理論的に検証し、これに基づいてさらに実践を高めていくというエビデンス・ベースド・プラクティスとい

う考えに基づき、教育・研究と実践との運動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発が求められているといえよう。

(資料) 研究組織図

【主任研究者】 金子恵美 日本社会事業大学  
分担執筆／A. 研究の目的, B. 研究の方法  
C. 研究の結果及び考察  
I, II-(2)-②, III-(2)  
D. 考察

【分担研究者】 石井哲夫 社会福祉法人嬉泉  
  
森上史朗 子どもと保育総合研究所  
  
増田まゆみ (目白大学)  
分担執筆／C-III-(1) 幼保一体化園での実践研究-①

【研究協力者】 竹ノ内章代 (東海大学)  
分担執筆／C-III-(3) 他職種間の合同研修

三谷大紀 青山学院大学院  
分担執筆／C-III-(1) 幼保一体化園での実践研究  
-②③④

高辻千恵 (いわき短期大学)  
分担執筆／C-II 地方自治体へのアンケート及びヒアリング

〈研究成果の発表〉

日本保育学会研究大会自主シンポジウム,  
平成18年5月21日